

第2回 健康日本21（第二次）推進専門委員会

資料2-2

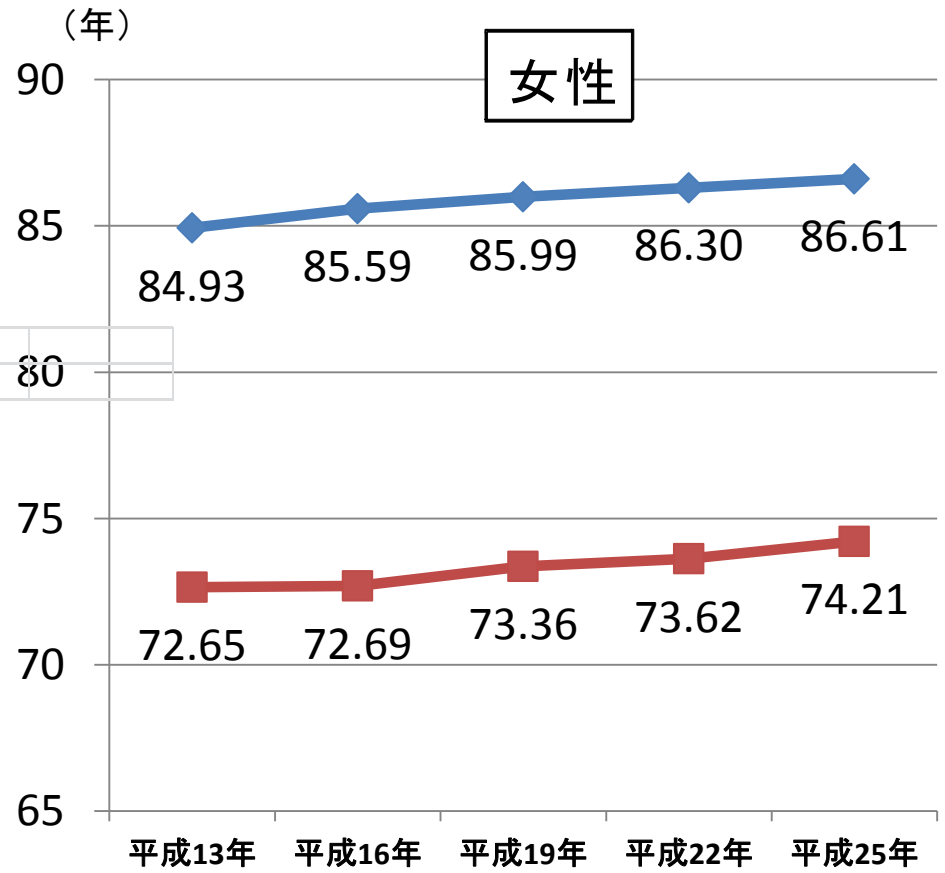
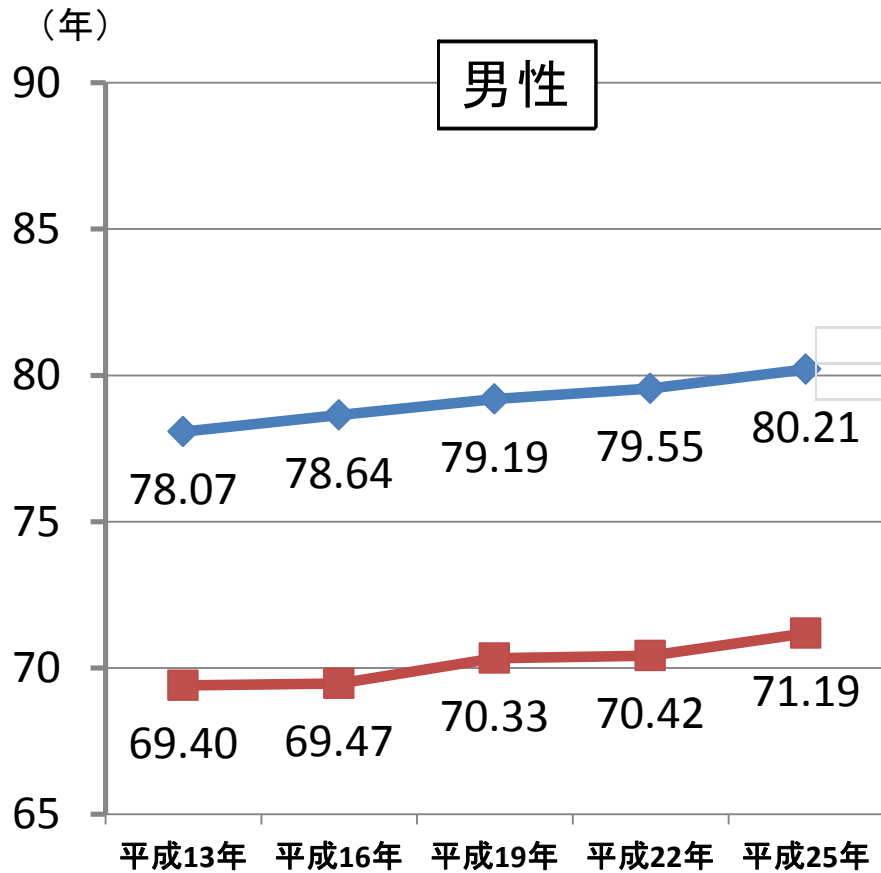
○健康日本21（第二次） 各目標項目の進捗状況について
別表第一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

項目	策定時の現状		これまでの取組	今後の方向性
	現状値	目標		
①健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42年		○国においては、平成22年国民生活基礎調査のデータを用い、健康寿命の値（全国、各都道府県及び政令指定都市）を公表。 ○自治体が健康寿命を算定することを技術支援するため、研究成果として、健康寿命の算定方針、算定ソフトを公表（平成24年9月）	→国民生活基礎調査（大規模調査）の3年ごとの調査データを用い、引き続き健康寿命を算出する。なお、算定方法は要検討。
	女性 73.62年 (平成22年)			
	男性 71.19年 女性 74.21年 (平成25年)		○33都道府県において管内市町村の健康寿命を把握（平成26年3月末時点）。 ○都道府県において、 ①市町村の健康に関する指標や生活習慣の状況の格差の実態把握を実施；45都道府県 ②その縮小に向けた対策を検討；36都道府県 ③その検討結果に基づき格差の縮小に向けた対策を実施；31都道府県 (平成26年3月末時点)	→「健康格差対策に取り組む自治体の増加(目標:47都道府県)」を目指して、引き続き推進。
	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (平成34年)			
②健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性 2.79年 女性 2.95年 (平成22年)		○体格及び主要な生活習慣について都道府県の状況を把握するため、平成24年に国民健康・栄養調査の調査地区数を拡大して調査を実施（平成25年12月に結果公表）。	→健康日本21（第二次）の中間評価と最終評価にあわせ、国民健康・栄養調査において、同様の拡大調査を平成28年、平成32年に行う予定。 また、このほか健康日本21（第二次）の目標項目のデータソースで、都道府県ごとのデータがあるものについては、グラフによる見える化を行い、HPで公表予定。
	男性 2.79年 女性 2.95年 (平成22年)			
	都道府県格差の縮小 (平成34年)		○研究成果として、地方自治体による効果的な健康施策展開のための既存データの活用の手引きを公表（平成25年3月）。 ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）及び「健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）において、2020年（平成32年）までに国民の健康寿命を1歳以上延伸することを目標として位置づけ。	

平均寿命と健康寿命の推移

◆ 平均寿命

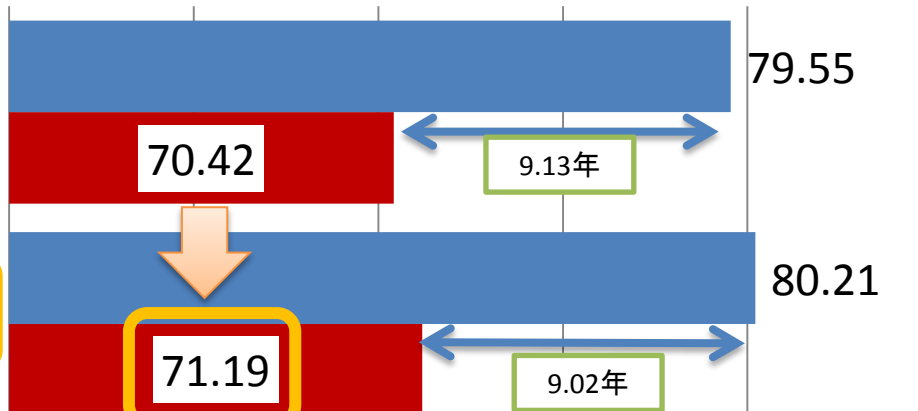
■ 健康寿命



【資料】 平均寿命：平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」

健康寿命とは：日常生活に制限のない期間

男性

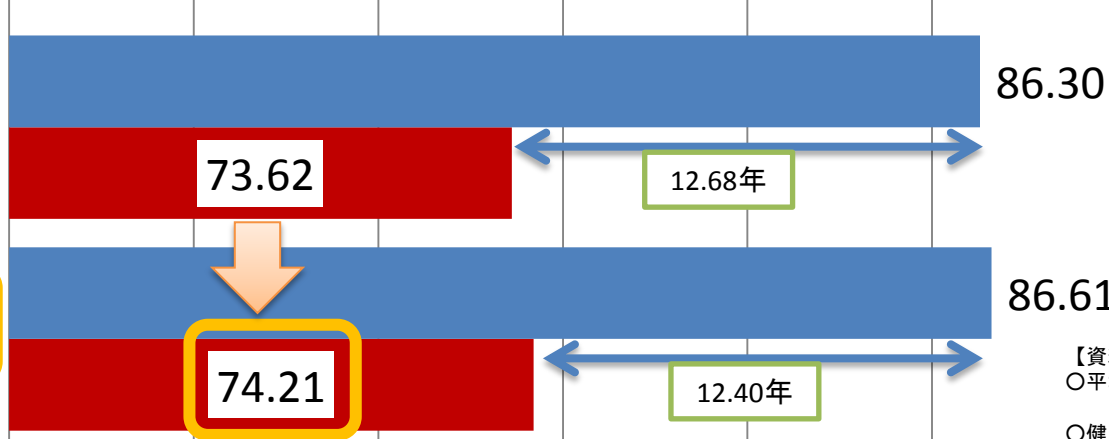


○平成25年の健康寿命は
男性71.19年、女性74.21年

○健康寿命は
男性0.78年、女性0.59年延伸
(対平成22年)

○日常生活に制限のある期間は
男性0.11年、女性0.28年短縮
(対平成22年)

女性



■ 平均寿命 ■ 健康寿命

【資料】

- 平均寿命：厚生労働省「平成22年完全生命表」「平成25年簡易生命表」
- 健康寿命：厚生労働省「平成22年/平成25年簡易生命表」
厚生労働省「平成22年/平成25年人口動態統計」
厚生労働省「平成22年/平成25年国民生活基礎調査」
総務省「平成22年/平成25年推計人口」

より算出

※健康日本21(第二次)の目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（平成34年度）

日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」（平成32年）

健康寿命の算出方法①

日本人人口と死亡数を用いて、生命表を算出した上で、不健康割合を用いて、不健康な期間を削ることで、健康寿命を算出

○日本人人口：国勢調査、推計人口または住民基本台帳人口。

○死亡数：人口動態統計を基礎資料として、5年に1度作成される完全生命表、毎年作成される簡易生命表を用いる。

○不健康割合：国民生活基礎調査(2010年とその後3年ごと、対象は都道府県)昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施している。中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施している。

※回答対象に0-5歳が含まれないため、0-4歳と5-9歳の不健康割合を6-9歳のそれで代用する。

国民生活基礎調査・健康票調査の実施系統

厚生労働省 — 都道府県 ——— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯
└ 保健所設置市 ┘
特別区

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯主が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。
ただし健康票については、密封回収する方法により行った。

(234,383世帯 603,211人*)

【資料】*平成25年国民生活基礎調査

健康寿命の算出方法②

国民生活基礎調査・健康票における質問項目

(1) 日常生活に制限のない期間の平均

健康寿命の
算出に利用

表2-1. 「日常生活に制限のない期間の平均」の質問

問1 あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。

- (1) ある
- (2) ない

問2 それはどのようなことに影響がありますか。

あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- (1) 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など）
- (2) 外出（時間や作業量などが制限される）
- (3) 仕事、家事、学業（時間や作業量が制限される）
- (4) 運動（スポーツを含む）
- (5) その他

(2) 自分が健康であると自覚している期間の平均

表2-2. 「自分が健康であると自覚している期間の平均」の質問

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。

あてはまる番号1つに○をつけてください。

- (1) よい
- (2) まあよい
- (3) ふつう
- (4) あまりよくない
- (5) よくない

※同様の質問項目が、欧州では健康寿命の算出の1つの方法として用いられている

主観的健康度に基づく
健康寿命の算出に利用可能

国民生活基礎調査における質問「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」に対する「ある」の回答者を日常生活に制限ありと定め、その割合を性・年齢階級別に得る。（対象者は6歳以上の居宅者で、医療施設の入院者と介護保険施設の在所者と0~5歳は含まれない。）

2013年の国民生活基礎調査：

有効回答者数：545,782人/603,211人, 有効回答率：90.5% *

* 平成25年国民生活基礎調査